

# 持株会社での買取りで 株式譲渡を円滑に受ける

池田泉州銀行  
ソリューション営業部長  
ほんのき けんご  
**朴木 健吾**



事業承継では、代表権だけでなく株式の引き継ぎも重要です。しかも株式は、株価が創業時より上昇している場合が多く、円滑な承継がむずかしいといわれます。今回紹介する法人の後継者は、贈与の相続時精算課税制度を利用するとともに、将来を見据えたホールディングスを活用して、自らが思い描く姿での株式譲渡を実現しました。

## 自社株式の譲渡は 先代経営者の生前に

自社株式は、先代経営者の存命中に後継者に承継することが望ましいとされます。その理由は、相続となった場合、自社株式の保有者が分散し、その後の経営にさまざまなリスクを負う可能性があるからです。

## 売買は持株会社を利用

株式の売買については、事業承継時に後継者などが持株会社を設立し、持株会社が先代経営者から企業の株式を買入れて、企業を完全子会社とし、受け継ぐという方法があります。こうした持株会社化（ホールディングス化）には、株式を現金化できるといったメリットがある一方で維持コスト等が増加するというデメリットがあります（図3）。

以上のような贈与と持株会社の双方を比較検討し、それらをうまく組み合わせて株式の円滑な譲渡を成し遂げた事例を次に紹介します。

(図3) 持株会社による株式売買等の主なメリットデメリット

	メリット	デメリット
先代経営者	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式の現金化が可能。</li> <li>株式の現金化により、遺産の分割が容易になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式の譲渡益に対しての税負担が生じる。</li> <li>株式売却代金は相続時に相続税の対象となる。</li> </ul>
後継者(会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業会社の信用力を活かし、承継用資金の調達ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持株会社において資金調達が必要となる。</li> <li>持株会社において地方税などの税負担や、税務業務の経費などが増える。</li> </ul>

## 贈与と売買の選択は慎重に

先代経営者が存命中に株式を譲渡する方法には「贈与」と「売買」があります。それぞれにメリットとデメリットがあり（図1）、税額などを十分に比較検討する必要があります。

## 贈与は課税方式で控除額が異なる

贈与についての税制には年間110万円まで非課税となる「暦年課税」、2,500万円の特別控除がある「相続時精算課税」、納税が猶予・免除される「事業承継税制」があります（図2）。それぞれ税金の控除額や試算方法が異なり、また、「相続時精算課税」は一度これを選択した場合は、その後、「暦年課税」に戻すことができないなどの条件があり、これらの選択についても十分な検討が必要となります。

(図1) 株式の譲渡方法によるメリットとデメリット

自社株式の譲渡方法	メリット	デメリット
贈与	後継者が株式を取得するための資金を準備する必要がない。	基礎控除額を超えると贈与税を支払わなければならない。
売買	相続時に、株式が分散することなく、また、相続人は相続財産を現金で受け取れる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>後継者が株式を買取るための資金を準備する必要がある。</li> <li>先代経営者は譲渡益が生じるため、納税する必要がある。</li> </ul>

(図2) 生前贈与の場合の税制

	特徴	勧められるケース
暦年課税	年間110万円の基礎控除を受けることが可能。この控除額までの贈与については贈与税は課税されないが、超えた部分は10%~55%の累進税率で課税される。	会社の株価が安定しており、急激な上昇が見込まれない場合で、相続開始までに時間的余裕があると見込まれるケースや後継者が決まっていないケースなど。
相続時精算課税	60歳以上の父母または祖父母から18歳以上の子または孫に対し財産を贈与した場合に選択することができる。この制度を選択した贈与と財産については、特別控除額2,500万円の範囲内の金額には贈与税が課税されない。特別控除額を超える部分については、一律20%の税率で課税される。贈与者の死亡により相続が発生したときは、贈与財産を相続財産に合算して相続税額を計算し、すでに支払った贈与税相当額を相続税額から控除することができる。	相続時に合算される贈与財産の価額は、「贈与時の価額」であるため、会社の株価が上昇傾向にあり、かつ、後継者は決まっているが、相続税の納税が見込まれないケースなど。
事業承継税制	後継者が相続や贈与によって取得した自社株式等について、後継者の事業継承などを要件として相続税・贈与税の納税が猶予・免除される。	会社の株価が上昇傾向にあり、かつ、後継者は決まっており、事業承継の時期にきているケースなど。

中小企業庁「経営者のための事業承継マニュアル」を元に作成。

## 事例紹介 No.7

### 将来を見据えた形で株式の譲渡を実現 株式譲渡の対価を払いたい

A社は、40歳の現社長の父（70歳代）が創業した機械部品の製造・販売の法人である。同社の株式の70%は既に社長が承継していたが、残り30%は、父と母、姉が所有していた。現在、両親や姉は経営に携わっておらず、また、社長との関係も良好で、株式の贈与にはなら障害は見つからなかった。しかし、社長は「両親と姉には株式を譲ってもらう対価をきちんと払いたい」また、「法人を設立して、資産運用を行いたい」という要望も持っていた。

### 「ありがたい姿」をかなえたい

社長は、顧問税理士から主に贈与を使った株式譲渡について種々の提案を受けていた。しかし、社長の希望とは異なり、話が前に進まなかった。A社のこうした課題を支店経由で聞いた池田泉州銀行ソリューション営業部は、①持株会社での買い取り②株式交換を使ったホールディングス化などの説明にうかがった。詳細な打合せの結果、A社の不動産を含む資産管理会社として、持株会社B社の設立を提案している。

### 贈与と売買のハイブリッド

同営業部は、その後、顧問税理士

に説明。顧問税理士の協力を得て譲渡の対価として支払う株価や贈与税、両親などが支払う所得税のシミュレーションも行っている。

A社は、ほかの金融機関からも提案を受けていたが、同営業部の提案が社長の思い描く形に最も近いことから採用に至った。それは次のような提案である。

### ●ステップ1

両親などから譲渡を受けるA社の株式の半分は、「相続時精算課税制度（図2）を活用して社長へ贈与する。A社は業績が良く、株価が高いうえに株価の上昇が予想されるからである。残り半分は新設するB社（持株会社）が買い取る。

### ●ステップ2

社長が所有するA社の株式は、B社に渡し、B社はその対価としてB社の株式を発行して交付する株式交換を実施し、100%親子会社化を実現。

### ●最終形

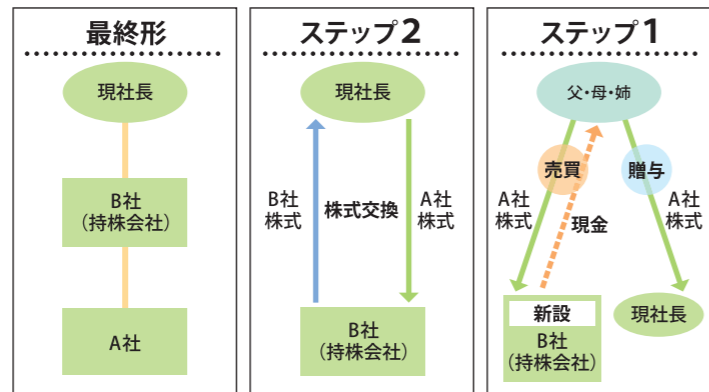
今後、社長はB社を通じて、A社を経営するとともに、B社を活用して資産を運用する。

### 思い描いた形での株式譲渡が実現

経営者が思い描く将来設計は多種多様である。現社長は、A社発展に尽くした先代社長に対して尊敬の念が強く、その労を株式売買などで労いたいと考えていた。同営業部はこ

した社長の思いを丁寧に聞き取り、その実現のための課題を社長が思い描く形で解決。その結果、社長の満足度の高い株式譲渡が実現した。

今回の事例における株式譲渡の流れ



### 当事例の成功のポイント

●社長は、先代社長などに株式譲渡の対価をきちんと支払いたいと考え、その願いを「ホールディングス化」と「株式交換」により、自己の資金負担を圧縮しながら実施できたこと。

●社長の「法人での資産運用を」という希望を持株会社の設立で実現できたこと。